

## 第14回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年12月11日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 諸般の報告

### 4. 議 事

（前回提案された事項）

- (1) 協議第22号 財産の取扱いについて（協定項目5）…………… 第13回資料
- (2) 協議第23号 消防団の取扱いについて（協定項目23）…………… 第13回資料
- (3) 協議第24号 消防防災関係事業の取扱いについて（協定項目25-6）… 第13回資料
- (4) 協議第25号 環境衛生事業の取扱いについて（協定項目25-10）…………… 第13回資料

### 5. 次回の協議事項について

（提案説明）

- (1) 協議第26号 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目21）
- (2) 協議第27号 保健衛生事業の取扱いについて（協定項目25-9）
- (3) 協議第28号 障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25-11）
- (4) 協議第29号 高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目25-12）
- (5) 協議第30号 生活保護事業の取扱いについて（協定項目25-14）

### 6. その他（次回の会議日程等の連絡）

### 7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	山口 茂喜委員
福島 英行委員	大庭 勝委員
木原 数成委員	湯前 則子委員
吉村 久則委員	新村 俊委員
津田和 操委員	宮田 揮彦委員
小原 健彦委員	上村 哲也委員
西村 新一郎委員	榎木 ヒサエ委員
笹峯 護委員	松山 典男委員
東麻生原 勉委員	石田 與一委員
池田 靖委員	徳永 麗子委員
川畑 繁委員	砂田 光則委員
川東 清昭委員	岩崎 薩男委員
常盤 信一委員	松永 讓委員
木場 幸一委員	狩集 玲子委員
黒木 更生委員	原田 統之介委員
迫田 良信委員	八木 幸夫委員
浦野 義仁委員	林 麗子委員
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
東鶴 芳一委員	
原 京子委員	

会 議 欠 席 者

徳田 和昭委員

川畠 暁委員

倉田 一利委員

永田 龍二委員

児玉 實光委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第14回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして徳田委員、川畠暁委員、児玉委員、永田委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は師走の大変慌ただしい中、また、足元の悪い中にもかかわらず、本日の第14回目の始良中央地区合併協議会に委員の皆様方にはご参加をいただきまして誠にありがとうございました。また、本日もこの協議会に先駆けまして第5回目の新市の名称検討小委員会、第9回目の議会の議員の定数及び任期等の小委員会も開催をいただいたところでございますが、委員の皆様方には大変ご苦勞をいただいているということに対しまして厚く御礼を申し上げたいと思います。なお、また、本日は、かねての1時30分からの開始に先立ちまして、1時からこの新市のまちづくりにつきましてパソコンの画像を使っての説明を事務局の方からさせたところでございますが、この概要につきましてはもう既に家庭に届いている市町もあろうかと思いますが、近日中に1市6町の全家庭に届くような形で配布をする計画にいたしているところでございます。なお、また、この概要版や先ほどのパソコン画像を使った説明会をそれぞれの地区で今月中には、ただし、隼人町につきましては1月になってからというふうにお聞きをいたしておりますけれども、全会場、約120ぐらいの会場になりますが、その会場で説明会が開催されるということになります。それに先立ちましてそれぞれの市町村の職員に対しましては、隼人町も含めまして今月中には全職員に対しましての説明会を開催するというので今その段取りで進めているところでございます。これが広く皆様方にお届けされるということで、それぞれの市あるいは町々間、市町間、いろんな形の情報交換にも役立ってくるのではないかと考えているところでございます。なお、皆様方にはそれぞれの地区での説明会に際しましても大変ご苦勞いただくかと思っておりますけれども、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。本日は協議事項等も大変盛りだくさんになっております。予定しております時間、かねてよりも少し延びるのではないかと思っておりますが、所用をまたその後予定されておられる方々もおられるかもしれません。その場合にはもうその時間でご退席をいただくという場合もあるかもしれませんが、その場合はどうかよろしくご容赦を賜りますようお願い申し上げますながら私のあいさつに代えさせていただきます。本日もどうかよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。どうか本日も皆様方の活発なご意見を賜り、進行につきましてもご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。それでは、初めに会議次第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局のその後の動向等につきまして説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料のレジュメに続きまして2ページになりますけれども、お開きをいただきたいと思います。スケジュールに従って整理をさせていただきますので、主なものについてご説明申し上げます。11月25日につきましては協議会と、それから第4回、第8回、それぞれ二つの小委員会が開催されておりますが、新市名称検討小委員会につきましては後ほど小委員長の方から報告がございますので、内容につきましては割愛をさせていただきます。議会議員の定数及び任期検討小委員会につきましては引き続き協議が行われているところでございます。それから、12月の3日になります。飛びますが、一番下の方に書いてありますまちづくりフォーラム会議を開催をさせていただきました。今後ケーブルテレビ等におきましてもその内容等を放送しながら、概要版の状況についても説明をいたす予定にいたしているところでございます。それから、12月の4日（木曜日）におきましては第14回の幹事会を開きまして本日提案いたします五つの項目について協議をするとともに、新市まちづくり計画原案の説明等を行ったところでございます。それから、12月の11日が本日の会議でございます。協議会に先立ちまして二つの小委員会が開催をされたところでございます。あとにつきましては、それぞれ部会、分科会の動き等が整理をさせていただきますので、お目通しを願いたいと思います。また、今後の予定につきましても後段の方に整理をいたしておりますので、お目通しをいただきます。以上簡単でございますけれども、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問等がないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に入ります。議事の(1)、報告第12号-3、新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては新市名称検討小委員会の林委員長さんの方から報告をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会新市名称検討小委員会委員長（林 麗子）

ただいまご指名を賜りました新名称検討小委員会の林でございます。先ほどご説明がございましたとおり、先ほど午前中もその小委員会を開催したところでございますが、本日は去る11月25日開催されました新市名称検討小委員会の結果につきましてご報告を申し上げたいと存じます。報告第12号-3をお開きくださいませ。新市名称検討小委員会設置規程第7条の規定に基づきましてただいまより報告を申し上げます。次ページをお開きくださいませ。第4回新市名称検討小委員会の協議会の報告をさせていただきます。開催日時、出席委員につきましては下記のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと存じます。なお、協議の内容でございますけれども、新市名称候補として10点程度絞り込みました。その作業の結果につきましてご報告を申し上げたいと存じます。新市名称として応募のございました1,176種類の名称の中から新市名称選定基準に基づきまして候補としてまず10点程度に絞り込むことを確認し、協議を進めた次第でございます。初めに応募総数3,887件のうち無効になったもの197件、無効のその理由につきましては、それを整理し、確認を行いました。特に無効事由の中で国内の既存の市名と表記、読み方が同じものというようなことがございまして、ここに掲載してございましたような結果でございます。お目通しをいただきたいと存じます。次に、前回の小委員会において確認し、有効となったもの、総数3,690件、1,176種類について、その名称を付けた理由、得票数などを参考にしながら10点程度に絞り込んだ次第でございます。名称の種類が1,176種類と非常に多いことから、まず第一次の絞り込み作業として得票数の上位と併せて応募名称全体の中から各委員がそれぞれ数点を選び出し、それを集計することに決定した次第でございます。その作業の結果、16種類の新市名称候補が選定されたので、さらに10点に絞り込むため、慎重に審議、協議した結果、小委員会全員の満場一致をもって次の名称の10点を候補として中間報告する次第になったことでございます。次ページをお開きください。3ページでございます。その枠欄の下の方を見てくださいませ。選定基準という所がございます。新市名称候補は、漢字、平仮名、片仮名で表記されたものに限ることとし、次のいずれか一つ以上の項目に該当する名称とすることを確認しました。また、国内の既存の市名と同様のものは採用しないものとし、現在の1市6町の市町名が採用できるものとするということは第2回小委員会で確認されている次第でございます。始良中央地区が地理的にイメージできる名称、これが(1)、(2)は始良中央地区の特徴を表す名称ということ。(3)は始良中央地区の歴史・文化にちなんだ名称、(4)は住民の地域イメージにふさわしい名称、(5)、住民の一体性を醸成しやすい名称、(6)、対外的に覚えやすい名称、(7)、その他新市の名称としてふさわしい名称というものがある程度選定基準とした次第でございます。そこで上記のこの枠欄をお目通しをいただきたいと思っております。先ほど配られた合併協議会だよりの数と異なる数が書いてございます。それはどうしてかと言いますと、皆様方に配付した協議会だよりの中の得票数というもの

はいわゆる応募数でございます。一方、第13回協議会の資料で新市名称応募一覧得票数別の順序について書いてございますが、これはいわゆる有効得票数が書いてございますので、少し違っております。言うならば、1の霧島市は、協議会だよりは「951」と書いてございますけれども、有効得票数は「935」であったと。ですから、ここに皆様方にお示しした得票数は有効得票数ということでご承知おき、ご確認をいただきたいと思います。そして10点に絞ったその選定基準に沿って個々の主な選定基準番号というのが右側の有効得票数の左側にございますが、いろいろ選定基準の中で主なものにつきまして(1)、(3)、(6)というものが主な理由だったということでご承知いただきたいと思います。まず、10点に絞りました結果を申し上げます。1、「霧島市」、漢字でございます。有効得票数935、2、「南九州市」、主な選定基準番号はお目通しいただきます。有効得票数が309、3、「国分市」、選定基準お目通しください。有効得票数が175ということで、以下は有効得票数につきましてはお目通しいただくことにいたしまして、10点に絞りました名称をもう1回最初からご確認をいただきたいと思います。「霧島市」、「南九州市」、「国分市」、平仮名の「きりしま市」、「天降市」、「始良中央市」、「始良市」、「隼人市」、「溝辺市」、「東鹿児島市」、この10点を小委員会としては皆様方にご報告申し上げます。さらに、第2点といたしまして新市名称スケジュールに基づき第5回小委員会を本日12月11日に、第6回小委員会を12月25日にそれぞれ午前10時から開催いたします。これの内容を申し上げますと、10点に絞ったものを約3点程度に絞り込む、3点程度に絞り込むという作業をいたしまして、来年の初頭におきまして協議会において3点に絞り込んだものをまた報告させていただくということが小委員会の使命、責任でございますので、それを全うさせていただく所存でございます。以上をもちまして新市名称検討小委員会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいまの林委員長の報告に対しましてご質問がございましたら挙手をお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、先ほど説明があった作業のスケジュールでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。ただいまの報告第12号-3、新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果については終わらせていただきます。続きまして議事の(2)、協議第22号、財産の取扱いについて（協定項目5）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で財政専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明を行ってください。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

それでは、財政部会の分を説明申し上げます。協議第22号、財産の取扱いについてでございますが、訂正をお願いしたいと思います。前回の資料の8ページでございま

す。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

13回目の資料の8ページでございますということです。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

8ページの財産の取扱い、関係項目、公共施設の状況でございます。この中に「橋梁」というのが上から4行目に、また12ページでございます。上から6行目です。

「橋梁」というのがございますが、「橋梁」の数の横川町が「717」と書いてありますが、「61」でございます。「永久橋」も「61」でございます。「717」が「61」、「689」が「61」でございます。合計が「1,298」が「642」、「1,263」が「635」となっております。ご訂正をお願いいたしたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

修正につきましてはよろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、引き続き説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

それでは、4ページの方から入らせていただきたいと思います。財産の取扱い、関係項目、公有財産でございます。ご説明を申し上げたいと思っております。この取扱いについては、1市6町の所有する公有財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとするとしております。4ページの関係項目の公有財産につきましては平成14年度決算に基づくもので、各市町の財産について掲載いたしております。市町が直接事務を行うために使用するため、例えば、庁舎、保育園、また、住民の一般的共同利用をするもの、学校、公園などの行政財産部分とその他の部分、宅地、畑、山林などの普通財産に分類いたしております。また、土地、建物、建物につきましては木造と非木造に分けております。5ページをごらんいただきたいと思います。1市6町の合計でございますが、土地の合計面積が3,544万6,274㎡で、建物では合計で73万602㎡となっております。幹事会の中で面積ではなく、評価の方がいいのではないかという質問がありましたが、評価としましてはいろいろな方法があると思われませんが、例えば、山林でございますが、土地の評価、立木の評価、また、樹種、年輪、本数等現地調査を行わなければならないとか、専門家に委託していかなければならないというように非常に時間を費やしたり、また、費用もかかるものだと考えております。また、ほかの市町村ではバランスシートというものをつくっております、そういうものが1市6町の中にあるかというのを調べましたところ、国分市さんだけがつくっておられて、ほかの所はつくっていないと、そのようなことから今回につきましてはこのまま引き継ぐことがいいのではないかという協議をいたしております。また、先進地事例としまして日置合併協議会につきましては現行のまますべて新市に引き継ぐものとす

るとしております。また、評価をしている市町村につきまして、評価している合併協議会につきましては現在まで聞いておりません。6ページから7ページでございます。関係項目の有価証券及び出資等による権利をごらんいただきたいと思っております。有価証券及び出資等による権利につきましては1市6町で46件ございまして、合計金額で7億5,448万4千円となっております。この有価証券及び出資等による権利につきましてもすべて新市に引き継ぐものとしたしております。8ページ、9ページを参照していただきたいと思うんですが、財産の取扱いで基金でございます。ページの上の方の土地開発基金は、公共の利益を図るための取得する必要のある土地をあらかじめ取得することで事業の円滑な執行を図るため設置された基金でございます。1市6町で16億6,311万7千円の残高となっております。次に、その他の基金は39件ございます。合計で166億8,841万7千円となっております。8ページの上の方から4行目でございますが、その中の一つは財政調整基金で、市町の年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、1市6町の合計金額は45億3,460万5千円となっております。また、その下の減債基金につきましては地方債の借入金の償還の返済に充てるために積み立てるもので、全体で33億9,050万1千円となっております。それから、もう一つ下の特定建設事業基金は市町の建設事業、例えば、老人福祉センターとか、そういう建設事業をするための資金で、将来を見込み積み立てるもので、1市6町で28億2,499万8千円の積立額となっております。また、そのほか地域福祉基金のような果実によって事業を執行する基金も掲載されております。幹事会の中で人口割によって基金を持ち寄るべきではないかという質問がございました。基金につきましては各市町の財政状況の中で合併までに積み立てて持ち寄ることは非常に厳しい状況にあると考えます。持ち寄る方法を決定しましても、基金の保有額でかなりの差があることから困難であると判断いたしました。このようなことから市町の基金総額の中で各基金ごとに調整を行うこととし、現在保有している基金の活用状況を今後調査し、廃止、統合も検討していく予定でございます。また、今後の調整方法といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐものとし、必要に応じて随時見直す。2番目に新市に引き継ぐ時に統合する。3番目に新市に移行後速やかに調整する。4、廃止する。四つの区分に分けて調整するというふうに予定でございます。それから財政分科会、それから専門部会の中で合併までの申し合わせ事項として確認を行っております。その一つは基金につきましては通常のペースで取扱いをする。二つ目は駆け込みの取り崩しはしない。三つ目は新市の財政計画の統合性を図ると、整合性を図ることとしております。この三つの確認をいたしているところでございます。10ページから11ページでございます。関係項目の債務につきましてもすべて新市に引き継ぐものとするとしております。地方債につきましては各市町の事業の中で一般財源で賄えないものを借入するもので、一般会計で22件、721億3,747万8千円、特別会計で8件の39億3,755万6千円、公営

企業で3件で64億9,870万3千円、総体で33件の825億7,323万7千円となっております。この中でほとんどが財政力指数に応じまして交付税の中で算定がされております。辺地対策事業債の中には交付税が算定されているのが80%、過疎債は70%、臨時財政対策債は100%が算入されます。それから、12ページでございます。これにつきましては公共施設状況の、各市町村の公共施設状況をここに記載いたしております。13ページにつきましては、公営企業の資本、資産、負債を計上いたしております。全体的につきまして専門部会で、財政部会で打ち合わせ会を行っているわけですが、この中に16年度の予算につきましても財政部会で通常ベースで予算計上すること。駆け込み的な予算計上はしないこととしまして打ち合わせを行っているところでございます。14ページに財産の取扱い先進地事例等を入れております。以上で説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今、専門部長より説明がございましたけれども、1点だけ補足説明をさせていただきたいと思っております。4ページから参考資料ということでずっと掲載してありますけれども、これにつきましては平成14年度の決算に基づく、決算書に基づくものを名称等も使わせていただきました、1市6町の。それで6ページ、7ページちょっと開けていただきたいと思いますけれども、ここに出資金等が載っております、出捐金とか。ここの6ページの中ほどの明治100年記念の始良東部地区林業振興会出資金がございまして。それと7ページにですね、下の方から6行目と11行目ですけれども、11行目の国有林部分造成出資金、そして下から6行目の始良中部地区林業振興会、この二つにつきましては明治100年記念関係の出資金というのが各市町に聞いたら分かりましたので、上の6ページの明治100年記念と同じような扱いで見ていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、財政専門部会からの補足説明もなされたところでございます。協議に入りたいと思っておりますが、本件につきましてのご質問・ご意見をお願いいたします。はい、津田和委員。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

この前お願いはしておきましたが、財産の取扱いについて、今ここにいろいろ財産の各市町別々に掲載はされておりますが、この国分市の庁舎、そして各町の庁舎等はただ、「明示していない。」というこの前の回答だったんですが、これはあくまでもこの今資料には出ていないわけですかね。お尋ねをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方、はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

4 ページの方に出ております。4 ページの方に金額が出ております。いや、面積等が出ております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

いや、今、4 ページの方のこの表の一番上のことを言っておられるんでしょう。今、津田和委員のおっしゃったのは、これは面積は出ておりますが、財産評価につきましては、先ほど部会長の方から評価の方法等いろいろあるんでということで幹事会の方で具体的な評価は出すことはできないということの議論をいただいたということでございますが、ここに出されておりますのは、したがって、全体的な面積でその財産を記すことにいたしましたということで、その面積がそれぞれごとに出されているということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

はい、いいですか。この前実は西会長も指摘をされておりましたが、これだけの財産を、かなり金をかけた施設が、ただ面積だけで評価されて、果たしてこれで納得がいくのかという話だったと思いますが、私もこれには当然、こういう百何十億もかけてやった財産が全然この帳簿上に出てこないというのは不合理じゃないかというような話を西会長はされたと思うんですが、それぞれ各町村がいろんな庁舎を新築されたり、庁舎につきましてはうちの庁舎あたりが一番おんぼろで価値もないと思うんですが、そのようなことで果たして今後合併が進んでいってこれでいいもんかどうかという疑惑を持ってこの前も言うたわけですが、そこ辺の見解を、どういう考えで評価をしないということをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長、はい、先ほどの経過も踏まえまして説明をもう1回重ねて。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

例えば、土地、建物等の評価というのはどんなふうにするのかというのが一番大きな問題でございまして、この前も申し上げたと思うんですが、牧園町の、うちのことしかちょっと言えないわけですが、面積はものすごく広いと、1千町歩ぐらいの土地をどうするのかと。じゃあその時にその面積だけで、樹種とか、いろんなものがあるわけで、年数、本数、そういうものを評価していくにはやはり時間と金が必要ではないかと。各市町がお金を出してやっていけばどうにかなると。また、財産台帳ができていく所があるわけですが、それもやはり土地だけの財産台帳、建物の財産台帳、ただ樹木とか、そういうものの財産台帳で、全体的にはまだできていないのが実情でございまして、今回の合併のこの話し合いの中では、今のままそのまま持っていく方が、引き継いだ方がいいのではないかと結論が出ております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまのご説明をお聞きをいたしておりますと、このすべての項目の細部にわたるにあたってはというふうな説明に聞こえましたが、津田和委員がおっしゃるのは限定したものとか、こういった考え方というのは議論がされなかったんでしょうかね。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

よろしいでしょうか。限定した評価とか、そういうものについては話し合っておりません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

何かあれば、はい、どうぞ、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

いいですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

今さっき山林の話が出ましたが、当然山林なんか総体面積が出て、大体今その樹木の、一々樹木を、当たり前すれば樹木を、例えば、何年経ってどういう立ち木があるということの評価をすれば、かなり経費もかかるし、時間もかかると思います。しかし、山林というのはその立木を、もちろん普通の雑木林と値段のするようなそういう木材については相当差違があると思うんですが、ある程度の面積、そして、面積は分かると思うんですが、ある程度の資産価値だけは私は何か出すべきじゃないかというふうに考えるわけです。でないと、1市6町合併しても、土地は何㎡、何万㎡ありますよということで、大体この土地はどれぐらいするのかということは全くつかめないわけですから、大体の土地の面積とその評価ぐらいは私は試算すべきじゃないかというふうに考えたもんですから発言したわけです。そしてまあ、今さっき庁舎を言いましたが、この庁舎なんかにいたしましても建物は全部耐用年数がありまして大体の評価は、この面積で幾らと、減価償却をすれば大体どれぐらいの原価があるということはおもうこれは出るわけですから、それで、特にこの国分市のこの庁舎なんか 100、話を聞きますと40億も幾らもかけたやつが、全然帳簿上に固定資産として上がってこないというのはおかしいんじゃないかというふうに考えたから申し上げたわけです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまお話があった分、財産、いわゆる資産、国分市につきましては一応その貸借つくっておりますので、国分市はですね、今お話がございましたように、個々についての資産、これは算定がされているわけですが、他の市町村においてそのことがされていないという話の中でございました。お諮りをいたします。各市町村がですね同じような形で資産評価をして出していただければ、その積み上げとしてですねその状

況はつくれると、こういうことになるわけですね、部会の方はですね。そういう視点で、バランスシートというのを国分市はつくっておるということで、その関係で当然のこととして資産評価をして資産の額がもう出されているわけです。全体が出せないというのは、それぞれ市町村がその積み上げをしてないのでということなんです。ですから、委員のお話がありましたように、せっかくの機会ですので、つくって出していただいて積み上げれば、これは可能だということなんでしょう。はい、どうぞ、委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

当然各市町でバランスシートをつくらなければならないというようなふうになっていますけれども、現段階で国分市を除きましてほかの市町はつくっておりませんと思います、うちの町もつくっておりませんから。しなければならないとは思っていますけれども、しかしながら、今から合併にですねバランスシートを作成しようとするなんてとてもできません。ですから、新市にこのまま移行し、新市でバランスシートをつくるというのでなければ、多分無理じゃないかと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、ご提案を受けまして、首長さんの、ほかの首長さんたちどうですかね。もう言われることが非常によく分かりますけれども、つくってる所ともう1回評価をしないと、つくらなければならないという大変な手間と時間、経費ということで、幹事会の方でもそういった議論になったということですが、有村町長なんかありますか、特に。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

明確にできるものを明確にしてという気持ちは分かるんですけれども、あくまでも対等合併ですからね、こういう財産を全部を明らかにしてやりおると、俺の町が一番たくさん財産を持ち寄って損をすることになるとか、得をすることになるとか、いろんな議論が出てきますから、今、横川町の町長さんもおっしゃいました。バランスシートを今からつくるとなりましても大変な作業になりますし、現段階ではですねこの、大体頭では皆さん分かっておるわけですから、どこがどの程度の施設があるなということ、この面積程度でよろしいのではないかというふうに私は思います。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

別に私がこれにこだわるというわけではありませんので、誤解しないでいただきたいと思います。でないとですね、新市がどれぐらいの財産があるのか。国分市がバランスシートをつくってこういうのは評価していると。ほかの町村はどうなったとかと、どれだけあったとかと言われても、せっかく国分市がこういうバランスシートでそういう対照表ができていても、ほかの町村ができていないだけで公開もできない。そういうのもできない。総体の資産というのものはっきり言ってつかめないのじゃないかというふうに考えたもんですからそういうふうに申し上げたわけです。別にこだわって

いるわけじゃございません。皆さんがそれでよろしいということになれば、私も別に異議はございません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、この表のつくり方、この出し方については、津田和委員の方からご質問がありまして、他の所からもそれに対するご意見がございましたけれども、もう現段階における取扱いの表としてはこの表の取扱いで差し支えないということによろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、もうそのようにさせていただきます。そのほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

4ページの公有財産の中でここに本庁舎が示されているわけですが、今かなり古くなって使用されていない施設、休眠施設と申しましょうか、その辺の施設、各町にもあると思いますが、その辺の扱いはどうなっているのか。それともう1点、6ページの、いや、すいません。12ページの道路の所ですけれども、この辺で町道や農道、公道がまだ名義が直っていない部分があると思われませんが、その辺の扱いがどうなっているのかお尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方はよろしゅうございますか。はい、どうぞ、部会長。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

休眠施設があるのではないかとということでございますが、この財産の部分につきましては平成14年度の決算によるものでございまして、その休眠があるとか、そういうものはちょっと調べておりません。現在農道とか、道路の関係で個人名義にあるものが各市町村あると思います。それにつきましては今後各市町で検討し、随時直していくような方向で検討したいというふうに話し合いをしております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

その使用されていない施設については、今後また方向付けがされると思いますけれども、例えば、撤去するとか、再度何か利用方法を考えるとか、いろいろ方向付けがされていくと思いますが、その辺は別に検討されていないものかどうか。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（長崎 薫）

そのことにつきましては各分科会で話し合いがされると思っておりますが、ここに資料をお示ししているのは、休眠をしている分についても、もう全体的に載せておりますので、休眠しているかどうかは分かりませんが、今後の利活用につきましては、

廃止とか、そういうものにつきましては各分科会で検討されると思っております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それぞれの公共施設の扱いにつきましては、本日も概要版で説明いたしました。その基になります先般ご協議をいただきました新市まちづくり計画の原案の中で第8章の中で「公共施設の統合整備」というような形で掲げております。この中の1節に「既存施設の有効利用や相互利用、それから、あるいは施設の新規設置など管理体制も含めて十分に検討して住民サービスの維持向上に向けた整備に努めます。」という方針で定めております。具体的にそれぞれのものについての扱いにつきましては、そのような施設があるというのは分かっておりますので、全体的な中で今後活用等進めていくと、検討していくという形になろうかと思っておりますので、ご理解のほどをよろしく願いたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにこの財産の関係。

[「なし」と言う声あり]

特にほかにございませぬようであれば、委員の皆様方にお諮りをいたします。この財産の関係につきましては提案のとおり承認するというごことでご異議ございませぬでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第22号、財産の取扱いについて（協定項目5）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(3)、協議第23号、消防団の取扱いについて（協定項目23）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足等の説明を行ってください。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務専門部会長でございます。前回の会議資料の15ページ、協議第23号、消防団の取扱いについて（協定項目23）の提案理由等についてご説明いたします。消防団の取扱いについては、そこにお示しいたしました4項目について協議を求めるものでございます。ご承知のとおり、消防団活動は、地域と非常に密接な活動であること。また、確立した指揮体制が求められていること。また、何といたしましても現場で活動する団員の方々の士気が低下することのないよう配慮する必要があります。このようなことを踏まえながら協議、検討を進めてきたところでございます。このような観点から特に2の項目について申し上げますと、新市の消防団は、現行のとおり7団で構成し、7団長の上に、この7人の団長の中から互選で選ばれた1人を連合団長として置き、指揮系統の統一を図ろうとするものであります。また、このような組織体制等につき

ましては、新市になって団長等の任期であります4年間のうちに見直しを行おうとするものであります。このことにつきましては現在の1市6町の各消防団長さん方からも了解を得ているところでございます。なお、ここには消防団員の報酬のことについては触れておりませんが、先に協議を行いました協議第15号の特別職の身分の取扱いの中で消防団の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整するというふうに決定していただいたところであります。今後1市6町の協議の中で報酬、手当等については検討していくこととしており、また、そのような協議の中で消防団員への被服の貸与、表彰制度等につきましてもさらに詰めさせていただきたいと考えております。また、消防団の出初め式などの諸行事につきましても引き続き消防防災分科会等で調整を行うとともに、地区消防組合や1市6町の消防団とも協議を行いながら詰めていくこととしております。以上で協議第23号、消防団の取扱いについての説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思いますが、本件につきましての質問・ご意見等をお願いいたします。はい、霧島の川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 繁）

霧島の川畑です。確認の意味でお伺いをいたしますが、「原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は現行のとおりとする。」ということがありますが、先ほど、出初め式等についてはまた今後協議していくということのようでもございましたけれども、出初め式を含め、現行のままで、例えば、火災予防の訓練あるいは出動等、そういったことはどのような考え方なのか。それから、「合併後4年以内に組織形態及び定員などの見直しを行う。」とありますが、恐らく見直しというのは減員の方向だろうと思いますが、こういった定員等につきましては、消防団の定員というのは、非常にこの地理的・地形的条件等によって非常にこう、単純にこう減員していけばいいというものでもないというふうに思うんですが、非常にこう山岳地帯を抱える地域とか、そういった所はその地域によって現状が幾らだから同等に減員をしていくといったような考え方ではちょっと防災的に困る部分があると思うんですが、いかがなものでしょうか。皆さんのご意見もあればお聞かせいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま川畑委員からございましたことに関連して何かございませんでしょうか。特になければ、はい、事務局の方。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

今、委員のおっしゃったことにつきましても分科会等で出た問題でございます。出初め式等の、一つの系統で1市になりました時に、何というんですか、一つの流れの中でしなければならないようなものにつきましては今後調整していくということでご

ざいます。ただ、今おっしゃいましたような出動の問題とか、そういうことにつきましては、現在の団がほとんどそのまま、連合団長ができるということになりますので、ほぼ同じような形で当分の間はいくんじゃなかろうかというふうに考えております。それと人数の問題ということにつきましても、非常にこれも協議の中で検討が出たわけなんです、基本的には、やはり地域性といいますか、歴史的なものもあります。過去からの流れもありますし、そこら辺を勘案しながら、今後またその消防団員の方々も含めてですね、消防団長さん方も含めて検討していこうということで、ちょっとそこは当分の間はそのままという形で進めさせていこうということで考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。それでは、福山の川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

福山の川畑です。この表を見てみますと、定員に対してですね実員が各市町やはり少ないわけですね。各町団員確保ということで非常にこう苦慮されていらっしゃる。今現状は定員に達していないという状況なんです、これは流動的になるかと思うんですが、その合併の時点ではこの定員、実員という人数、団員数はどのように取扱われるのかですね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の定員と実員が違って少ない、実員が少ない状況にあるんだけど、合併に向かってどう協議をしたのかということです。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

これも委員のおっしゃるとおりで、非常に各地区団員の参集というのは、集めるということは非常に困難であるということを知っております。消防団の団員の定数というのは基本的に消防力の基準ということから算定することなんです、これについても非常に地域の問題もあります。広い所、狭い所、いろいろございますので、必ずしも統一した数字というのは出ないというふうに聞いておりますので、今後新市になりました時点で各地域の実情を勘案しながらそこ辺の定数がまた決まっていくんじゃなかろうかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい。そのほかにございませんでしょうか。はい、津田和委員。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

お尋ねしますが、今この我々の国分消防管内は、緊急時の連絡等は今、本署の方でいろいろ火災のサイレンとか、そういうものは集中管理になっているわけですが、合併した後、今度新しく、この我々の消防、国分消防署管内じゃなくて、溝辺さんとか、

横川さんとか入ってくるわけですが、その辺の体制は何か検討がなされたもんか。ただお聞きをしておきます。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

この件につきましては三つの、1市6町の中に三つの地区消防組合がございますので、ただその消防組合ごとのまだ協議というのは進められておりませんので、今後、国分の方は大体同じなんですけど、ほかの所は別な市と、また別な市町村との関係もあるもんですから、また今後詰めていくというふうに向っておりますので、その中でまたそこら辺は検討されていくんじゃないかと考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

はい、分かりました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

団と消防署の部分に分けて協議をしているというようなことでございますので。ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特になければ、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおりご承認いただくことでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第23号、消防団の取扱いについて（協定項目23）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(4)、協議第24号、消防防災関係事業の取扱いについて、協定項目の25-6になりますが、これを議題といたします。本件につきましても前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足等の説明を行ってください。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

引き続きまして前回の会議資料の22ページ、協議第24号、消防防災事業の取扱いについて（協定項目25-6）の提案理由等についてご説明いたします。消防防災関係事業の取扱いにつきましては、そこにお示しいたしました4項目について協議を求めるものでございます。1につきましては、災害対策基本法や水防法に基づき新市においても速やかに地域防災計画及び水防計画を策定すること。2の項目では、災害対策本部の組織編成については、新市の行政組織や常備消防体制との整合性を図りながら合併までに調整すること。3の項目では防災行政無線に関する考え方を、4の項目では、新市が発足した時点で周辺市町や県や空港、郵便局など関係機関との災害相互応援協定を速やかに締結することなど消防防災関係事業に関します基本的な考え方をお示ししております。以上で消防防災事業の取扱いについての説明を終わります。協議のほどをよろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまの説明、補足説明を含めまして協議に入りたいと思いますが、本件につきましてのご質問・ご意見をお伺いいたしたいと思います。この件には特にございませんでしょうか。木場委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

「防災行政無線について、未整備地区には災害危険箇所等を優先して」というようなことがうたってあるわけですが、この部門を、やはり防災行政無線、同報系ですか、こういう形で整備されていかれるものなのか。今後はこれをケーブルテレビなどで代えられるというような話も聞いているわけですが、その辺について説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

現在のところ同報系につきましては、溝辺町、横川町、福山町においては配備されておりますが、この配備につきましては非常に予算もかかりますことから、その予算の範囲内といたしますか、新市のその財源の範囲、財源を勘案しながら、できるだけそのほかの地域につきましても配備していくべきじゃないかという考え方を示ししようということで出させていただきました。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そのほかに事務局の方、新市の計画の中でケーブルの議論もされているようですが、補足される場所がありましたらお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

事務局の方から、今1点、ケーブルテレビ等の活用という形ではできないのかという部分も入っておりました。新市のまちづくり計画の中でもそれぞれの七つの項目にわたって事業展開をすることにいたしております。その中に、これはもう地域の情報化という視点からもとらえておりますけれども、これらはいわゆる住民の方々に情報を提供するという点に立っているわけでございます。これをそういうような形に活用できないかというような視点ではなかろうかというふうに考えております。現在二つの市、町においてケーブルテレビはエリアが設定を、すべてではございませんけれども、設定されておりますし、お尋ねのとおり、溝辺町の方におきましても現在その作業が進んでいるというふうに聞いております。これらの活用にあたりましては、すべての1市6町の行政区域をとりましますと、いろいろ地域性もございまして、すぐにというわけにはまいらないと思います。当然当面の間いろいろなものを、現在の状況を踏まえながら、現在の状況を活用しながら住民の方々への通報連絡という形になっていくのではないかと思いますけれども、まだ将来的なところで非常にこの活用の部分のはっきりとしないわけですが、そこら辺の、特にケーブルテレビというのはいわゆる有線でつながっておりますので、そして、また、戸別の受信が確実にできる形になっておりますので、ひとつ住民の方々に、この災害だけでなく、いろい

るな意味で情報を即時に伝達できるものと思っております。特に現在においては画面上に文字による伝達もできると。今、普通のテレビですと地震情報などが即座に今提供できますけれども、いわゆるそういう形で文字を使つての情報の提供もできるということなどから、活用次第によっては非常に有効な手段になり得るものだというふうに考えておりますけれども、現時点においてそこまで細かなところの作業は進めていないところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

木場委員よろしゅうございますか。はい。ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特になければですね、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第24号、消防関係事業の取扱いについての協定項目25-6は提案のとおり承認されました。次に、議事の(5)、協議第25号、環境衛生事業の取扱いについて、これは協定項目の25-10となりますが、これを議題といたします。本件につきましては前回の会議で住民専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部会長（西重 正志）

それでは、協議第25号、協定項目25-10、環境衛生事業について12項目について協議を求めます。1点目が、ダイオキシン等の有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。2点目が、公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に新市において調整する。3点目が、環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により新市において調整する。4点目が、浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により新市において速やかに策定するものとする。5点目が合併処理浄化槽の補助事業については新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については合併までに調整する。6点目が、廃棄物処理計画については、国分市の例により新市において策定する。また、処理計画、いわゆる実施計画については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て新市において速やかに調整する。7点目が、不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については新市において検討する。8点目が、容器包装リサイクル法関連の資源ゴミの収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整し、統一するものとする。ただし、収集品目については、横川町、牧園町の例により調整し、統一するものとする。なお、統一の時期については新市において協議する。9点目が、ゴミの収集方法については、衛生管理組合等と

協議を行い、合併までに調整する。また、ゴミの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。10点目が、し尿浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については合併までに調整する。11点目が、環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。12点目が、地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により新市において速やかに策定するというようなものでございます。それと前回質疑が2点ほどありました。それについて回答申し上げます。まず、西議員のフロン問題についてでございます。フロン対策については、平成14年4月1日に施行された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、いわゆるフロン回収破壊法に基づき、冷媒としてフロンが使われている業務用の冷蔵庫や冷凍機、エアコンディショナー（これを第Ⅰ種特定製品と言います。）、それと自動車のエアコンディショナー（これを第Ⅱ種特定製品と言います。）については、それらを取扱う事業所にフロン類が適正かつ確実に回収され、破壊されるために必要な措置をとり、フロン類の排出の抑制のため、フロン類の回収、回収されたフロン類については、登録されたフロン破壊業者にその破壊を義務付けております。また、フロン類の製造やフロン類を使用した特定製品を製造する者には、地球温暖化に影響を与えないような冷媒の開発に努め、フロン類の適正かつ確実な回収及び破壊、その他特定製品からのフロン類の排出のための施策に協力しなければならないとされております。一方、家庭用のエアコンあるいは冷蔵庫については、昭和13年4月1日から施行された特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法に基づきフロン類は適正に処理されているところでございます。このようなことから現状においても各市、町に制度の啓発等で国の施策に対して協力体制は整えられており、当然新市になっても引き継がれるものであり、事務事業としての調整は必要ないものと判断されます。それと2点目が木場委員からのご質問でありました浄化槽整備計画について回答いたします。ご指摘がありました事項につきましては、再度各市、町の浄化槽整備計画を精査いたしましたところ、以下のような理由が考えられます。浄化槽の人槽は設置される建物の用途及び面積により算定されるため、必ずしも整備計画人員と浄化槽人槽とは合致しない。例えば、同じ5人家族であっても家屋が130㎡以下なら5人槽となります。また、130㎡以上なら7人槽を設置しなければならないということになっております。2点目が、同じ5人槽を設置した家庭であっても2人世帯であれば、5人世帯も、5人槽を設置した家庭であっても2人の世帯もあれば、5人の世帯もあるなどその家族構成は多様でございます。3点目が、計画した浄化槽の大きさにより補助金額が変わってくるため、同じ設置基数であっても総事業費に差が出てまいります。以上のようなことから必ずしも整備人員が同じであれば総事業費も同じとなることにはならないと考えられます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま部会長の方からこの関係各種事業についての協議を求める件の12項目についての説明と。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部会長（西重 正志）

会長いいですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部会長（西重 正志）

すいません。家庭リサイクル法、家電リサイクル法をですね私「昭和13年」と言ってしまいました。これは「平成13年」の誤りでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

失礼いたしました。12項目にわたる関係各種事業についての協議を求める内容と、先般の会議でご質問がありましたことについての補足の説明をさせていただいたところでございますが、この件につきましての協議を進めてまいりたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようであれば、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認するということでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第25号、環境衛生事業の取扱いについて（協定項目25-10）は提案のとおり承認されました。続きまして会議次第5の次回の協議事項についてを議題といたします。まず(1)の協議第26号、国民健康保険事業の取扱いについて、これは協定項目の21でございますが、を議題といたします。本件は住民専門部会の所掌事務となっておりますので、住民専門部会の方から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

住民部会の濱崎です。よろしくお願ひ申し上げます。協議第26号、国民健康保険事業の取扱いについて次のとおり協議を求めるものでございます。その内容につきまして項目ごとに説明をいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっと資料名を言って。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

資料は別冊1になります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

本日配付しております別冊1と、はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

まず、協議事項1でございます。1、国民健康保険税については、合併後の平成17年度課税分までは1市6町の例によりその取扱いを継承することとし、平成18年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は資産割課税を廃止した3方式を検討する。なお、納期については、国分市の例により7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては1日から28日までとするでございます。ご承知のとおり、国民健康保険税は地方税の中で代表的な目的税の一つでございます。税率についても市町村ごとに異なる任意税率を適用されております。資料の1ページをお開きください。ご案内のとおり、現況調書にありますが、1市6町それぞれ、上から見ていただいて、お目通しいただきますが、世帯数及び被保険者数、また、給付状況と負担の関係も市それぞれ極端な差がございます。このような状況下での事務事業の一元化はなかなか、それぞれの立場で各市町の言い分といたしますか、それぞれの立場でいろいろと議論を交わし、なかなか議論が進まず困難を極めました。何回か検討をいたしました結果、最終的には協議事項のとおり、合併後1年度間は1市6町現在の税率を適用することに調整いたしました。1年度間でございますが、いわゆる平成17年度課税分については不均一課税とする、特例法で言う不均一課税となるわけでございます。これにつきましては「この不均一課税を3年とか、5年とかの適用で統一を図れ。」との意見もたくさん出ました。しかし、その結論に達した理由を申し上げますと、まずは合併特例法上の上からも特例の適用期間はできる限り最も短いといたしますか、最短期間に抑える、努めるべきであるという観点に立って判断したことでの1年でございます。次に、国保税は、他の地方税、住民税等でございますが、地方税とは異なって、1市6町それぞれが現在の税率を合併後もそのまま適用することは税額に相当の差が生じてまいります。住民にとっては地域によって極端な不平等感が生ずる恐れが出てくる等のことございまして、ある例を申し上げますと、世帯数、人員、それぞれ収入によって異なりますが、簡単な例で申し上げますと、一人世帯で一人給与の二百七、八十万円の方でも8万円から10万円の地域によっては差が出てくるというようなことで、結局この不均一を2年も、3年も、5年もというような形でそのままの形でいくということは適当でないという判断に立ちまして、繰り返しになりますが、平成17年度の1年度間を限度として、18年度には新市において統一した税率を適用するという事で調整をいたしました。なお、課税方式でございますが、現在国保税の算定式の方法といたしまして、地方税法第703条の4でございますが、本文方式とただし書き方式という規定が定められております。当地を含め1市6町すべて、県内もですが、この今現在方式を使っておりますただし書き方式を採用しているのが現状でございます。その算定方法につきましては、1ページにありますとおり、いわゆる所得割、資産割、均等割、平等割

の四つを合算することによりその税額の積算を算積する方式になっております。協議事項では、後段に課税方式については、資産割課税を廃止した三つの方式、3方式です。ね、を検討するということで調整をいたしております。ちょっと後先になりましたけれども、鹿児島県内の状況はこの3方式は非常に全国的に見まして遅れております。ちなみに県下でこの3方式を採用している市町村は今のところ**16箇所**あるようでございます。この3方式の廃止についての理由でございますが、あくまでも3式にあたっては検討するという仮定のもとでの結論でございますけれども、そのいわゆる廃止についての理由につきましても、いわゆるその医療費給付と負担の関係あるいは資産の大小、地域の実情などいろいろとその廃止にめぐっての議論が交わされたところでございます。結果的には、「資産割の廃止については、確かに所得の少ない地域では必要な財源である。」という意見も大勢を占めました。かねてから我々事務に携わる者といたしまして「固定資産税とのその国保の資産課税は二重課税ではないか。」という意見等もかねがね事務方を出しております。これらの意見等も反映し、最終的には、今後はいわゆる1市6町の合併後の**12万強**の都市になるわけでございます。この都市規模での先進地とか、具体例を見ても資産割課税については適用がないというような実情がございまして、それらを鑑みた場合に**18年度**の課税については、資産割廃止に向けた所得割、均等割、平等割の3方式を検討し、その施策にあたるということで調整をいたしました。次に、協議事項の2に入ります。2、短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町村においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。ご案内のとおり、短期被保険者証並びに資格証明書の発行につきましては、国民健康保険税の滞納者に対して一つのペナルティーを科している保険証の交付でございます。短期被保険者証は、滞納額が割かし少額で、大体六月ぐらいの未納者に対して3カ月間を期限、3カ月間ほどの期限を決めまして保険証を発行いたしております。その3カ月間の中に期間が短い、本人とのできるだけ滞納を少なくするための接触を図っての滞納額に対する認識とか、あるいは催促等を図るための短期保険証でございます。一方、資格証明書については、より悪質といえますか、長期にわたって滞納がある方々に交付しているものでございます。これにつきましては、治療は**10割**医療機関へ負担し、その払い戻しについては、各市町に申請し、7割の払い戻しを市町から、各市町から受け取るという制度で、短期被保険者証に比べればきつい制度でございます。資料の2ページのとおり、短期被保険者証については1市6町すべての市町が実施しております。そのような関係でその短期被保険者証についてはもう現行のとおり新市に引き継ぐものとしたいたしました。資格証明書については、5町はこの制度を導入をしております。その関係上5町については現行どおり新市に引き継ぐものとし、未実施の2町でございますが、2町においては合併後速やかに交付するものと

ということで調整をいたしました。次に、協議事項3、人間ドックは、新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。人間ドック助成事業につきましては、資料の3ページのとおり、1市6町すべての市町が、ちょっと内容は異なっておりますが、全市町実施しております。この事業の調整にあたっては割かしスムーズにいくものと判断しております。平成17年の合併までには統一した事業内容を決定するものとなりました。なお、他の検診でございますが、これらに付随したものになります。いわゆる腹部超音波検診、骨粗鬆症検診、市町によってはしてない町もありますし、それぞれでございますが、これらも合併までに統一的な事業内容として決定するものでございます。なお、その他の保健事業については、各市町それぞれ地域の独自色や内容をそれぞれが持ち、統一的にするよりか、各地域に応じた事業を推進する方が適当であるというような判断から、次項記載のとおり、その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整することにいたしました。3ページの調整の具体的内容欄にも記載してありますが、何せこのその他の保健事業につきましては、補助金の関係とか、いわゆるこの国保会計だけでできる事業ではございません。財政部会等を通じまして関係部署との協議、調整をしていくということになっております。次に、協議事項4、国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第11条に定められており、委員は各代表7名ずつの21名とし、新市に引き継ぐ。運営協議会の委員構成については、国民健康保険法施行令第3条によりまして三者を代表する規定になっております。その1番目が被保険者を代表する委員、2番目が保険医又は保険薬剤師を代表する委員、3番目は公益を代表する委員でございます。それぞれ各同数をもって組織するものでございます。合併後はそれぞれ各7名ずつとし、被保険者を代表する委員7名は、現1市6町の枠内から1名ずつ選出することになりました。また、公益を代表する委員7名は、合併後の市議会より副議長と国保主管の常任委員長の2名、社会福祉協議会より1名、民生委員より1名、JAより1名、女性団体より1名、被用者保険より1名の計7名とし、広範囲な分野からの意見をいただくことといたしました。また、運営協議会の審議事項につきましては、条例改正等、当初予算、それらに付随する審議等で限定された審議をすることで合併までに調整することにいたしました。次に、協議事項5、5ページになります。国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算との併用を行う。レセプトに関する事業処理については、国保連合会の電算共同処理の内容は、診療報酬の支払いに関する事務やレセプトの内容を基に医療に関する各種分析の作成事務、これらそれぞれの事務や、また、財政調整交付金等の申請のための各種資料の作成など広範囲に及んでおります。また、これらの受理したレセプトから独自電算により国保連合会と同様の資料作成の作業もできましてほとんどが共同

処理の併用式を行っているのが現状でございます。このようなことから合併後も引き続き併用方式で行うということが妥当であるというような内容から、次項記載のとおり、内容については合併までに調整することにいたしました。次に、協議事項6、レセプト点検事業については、専門職員を雇用し、業務を行う。レセプト開示については、取扱要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。レセプト点検は外部に委託する方法と専門職員を雇用して行う方法があります。1市6町それぞれ二つの方法に分かれておりますが、今までの実績等から、レセプト点検におきましては専門職員を雇用した方が、費用面といえますか、賃金面では少々高くなりますが、信頼性とか、確実性において委託業者よりか効果が優れているということなどが挙げられております。さらには情報公開、レセプト開示等の問題等が昨今言われておりますが、そういうレセプト開示等の請求があれば、その専門職員がいてくだされば、すぐにその対応ができて、それらについてのいわゆる内容や対応ができるという特典もございます。そのようなことで専門職員を置くことに調整をいたしました。なお、レセプト開示は、各市町実績はありませんけれども、要領等については、内容、その取扱いについては持っておるようでございます。それを統一的なものに策定し、開示請求があった場合に備えるというような形で合併までにその要領の調整にあたるということでございます。いわゆる新市にそのまま引き継ぐものでございます。次に、協議事項7、高額療養費支給事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。出産一時金については現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については2万円とし、支給方法については、国分市の例による。資料のちょうど7ページになります。高額療養費支給については、記載のとおり、1市6町現行のとおりでございますし、それを現行どおり新市に引き継ぐことで調整を図っております。なお、出産育児一時金の支給については、国分市の例によるとしましたが、その内容は、いわゆる調整の具体的内容に記述してあります出産育児一時金の申請があると、書類審査後に30万円の金券を発行し、申請者は会計窓口で30万円の現金がすぐ受けられるといういわゆる申請者にとっては便宜が図られるということでこの方式でいくということでの意見の一致をみたところでございます。なお、葬祭費支給額につきましては2万円といたしまして、これも国分市の例によるということで調整をいたしました。次に、最後になりますが、8、被保険者証のカード化については、合併後に調整する。被保険者証、保険証でございますが、現在、ご案内のとおり、世帯単位の被保険者証を使用しているのが現状でございます。今の保険証の利点、欠点でございますが、いわゆる市町におきましては、今の保険証は管理がしやすく、紛失等が少ないというようなことと世帯内の加入者の把握が容易にできるというような利点がございます。しかし、加入者にとっては個人単位のカード式の方が利用がしやすいとか、そういう利便もあるかに聞いております。それぞれ一長一短あるようでございます。が、しかし、現在もう既に社

会保険事務所におきましては社会保険証が平成15年4月よりもうカード化され、もう流れは移行していく情勢の中にあります。私ども国保もカード化に向けて準備を進めますが、合併までには、保険者証の記号、番号、なかなかそういう加入者の把握等が難しゅうございまして、そのカード化につきましては合併後に調整することにいたしました。以上、国民保険事業の取扱いについての提案理由の説明を終わります。よろしくご協議のほどお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま住民専門部会の方から、内容について大変込み入った状況の問題でございますので、詳しく提案の説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。はい、小原委員。

○始良中央地区合併協議会委員（小原 健彦）

国保税についてでございますが、標準課税方式では応能割・応益割、これは半分ずつ、2分の1というふうになっておると思うんですけれども、平成18年度分から資産割を廃止するということになりますと、所得税に応能割のウエイトを置くのか。こういう協議がなされなかった。どのような理由が主であったのか。そこをお尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

1 ページをごらんいただければ分かりますが、いわゆるその下の欄に軽減割という欄がございます。1市6町、7割、5割、2割の欄が記載してあるかと思いますが、今、福山の町長さんが言われましたいわゆる応益・応能割について、いわゆるその50%その割合が上限を基準といたしまして規定されておるわけでございます。それで先のご指摘でございますが、いわゆる資産割課税を廃止することによる応益・応能割は、当然応能割は所得割のみだけになるわけでございます。では、しからば、いわゆるその平等割、いわゆる一人頭、例えば、2万9千円とか、2万3千円とかあります。そして今度は均等割、平等割と均等割があるわけですけど、世帯ごとに、例えば、2万8千円とか、2万5千円とかあります。いわゆるこの二つは応益でございますし、繰り返しになりますけれども、この三つになった場合には資産割の応能が消えるわけですから、当然ご指摘のその所得割が一本のみでいわゆる応能割の率を50%相当に近づけなければならないということになるわけです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

小原委員よろしゅうございますでしょうか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（小原 健彦）

それで応能割として資産割にウエイトを置くと、これで一本でいくということになりますと標準課税上どんなもんかなと、そういうこと等については各市町意見は出なかったものかどうかですね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今お話がありました資産割を廃止するという格好になりますと標準課税上の各市町村の関係では議論がなかったのかと。今後課税して、検討するという事になってい  
るんですが、その辺の議論はその中ではどのような形でされたのかということですが、  
よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

標準課税って言いますと、その税率を云々ということでございましょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（小原 健彦）

いや、私が申し上げるのは、応能・応益割とのバランスの問題、そこは、その辺に  
ついては、応能割については所得割のみと、こういうことになりましたが、そういうこ  
と等で各市町どんなもんだらうかと、その辺を考えたもんですから、その辺のご意見  
は出なかったものでしょうかと、こういうことです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

大丈夫ですか。はい。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

はい、分かりました。お答えします。住民にとっても、この1市6町が現在行って  
おります軽減、法定軽減でございますが、7、5、2割のこの軽減割合を採用するの  
が住民にとっては最適であるというふうなふうに私どもも認識しておりますし、これ  
を堅持するのがまた私どもの1市6町のいわゆる国保部会でのいわゆる、何といいま  
すか、事務方の統一意見でございます。これを維持せんがためには、先ほどの指摘の  
応益・応能が50%云々、上限45から55の範囲でございますが、なければ、この適用は  
当然6・4になってしまいますし、その7、5、2を堅持せんがためには、いわゆる  
その先ほどの応益・応能割は45から55%の間にあってしかるべく、その応益につい  
てはそのランクの50前後でないといけないというのが条件でございますから、それは分  
科会、専門部会でももう再三議論をいたしまして、先ほど説明もいたしました、い  
わゆる12万都市とか、鹿児島県内でも鹿児島市、名瀬市等がございます。「いわゆる  
その資産課税については、いわゆる資産は二重課税的ところが国保については多い  
んじゃないか。」という意見もありますし、失礼ですけど、いわゆるその所得のない  
いわゆる市町の小さい所においては資産的ないわゆる所得を持ってこないと国保税が  
上がらないというそういう、各島、島等はたくさんそういう所もございます。そこら  
辺を議論いろいろいたしまして、当然この1市6町が今軽減率の7、5、2をすべて  
採用しておるわけですし、これが最も住民にとってのいわゆる国保の軽減割合の適用  
であるというふうに認識していますし、今後、例えば、3方式になってもいわゆるこ  
れを貫きたいと。しからばいわゆるその指摘の応益割については50%云々があります  
から、当然平等割と均等割の二つを足した応益ですね、が50そこそこ、そして一方は

もうその所得割一本で50そこそこにならないと、この割合は必然的にですか、法的に6・4になってしまうわけですので、そこら辺は専門部を通じ各部会でもいろいろ検討したところでございまして、繰り返すようでございますけれども、1市6町こういう大きな市町村になった場合には、もう今もう資産割というのは適用していないというそういう先進地事例等を勘案いたしまして、苦しい中でもいわゆるこの7、5、2は貫く覚悟で、応益・応能割のいわゆる柱であったその資産割課税についても検討はしたところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい。浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

資産割をですね廃止するということはですね私は大賛成なんですけど、先ほどから小原町長さんからも出たようにですね、応能・応益というのはみんな知っているわけです。厚生労働省もまず50・50に近づけると、こうなっております。ところがですね、過去ずうっと調べて、現在も調べてみればですね、取りやすい応能割の方がパーセンテージ高い所が多いんですよ。58に42%、均等割を、応益の方が低いとか、そういうのがあるわけですよ。だから、ただ、その資産割は二重課税だから私は返してくれと言いたいぐらいの所も当然あるわけです。だから、こういう大きな合併になれば、その資産価値は各自治体違いますから、資産割を課税対象にするということはおかしいと、これは私も本音的に思っております。しかしながらですね、厚生省が当初決めたとおりの応益・応能の50・50というのをですね、これはですね取りやすい所から取る法律だと、基本的にですよ。これをですね必ずしも50にしなきゃならないというんであればですね、7、5、2の軽減率を受けた方々だけ優遇されると、こういうことになるんですよ。そうすれば国民健康保険税が結局総額の収入が少なくなるからやりにくいとか、軽減になっていけないということもあると思いますけど、これはですねもう一遍もんでいただいて、資産割をなくすということはいいんですけど、ここに軽減として出されるのであれば、そのパーセントをですね、均等割、平等割というのは、これはもうしごく当然なことであってですね、これが資産があり、所得がある方々も均等割、平等割は払うわけですから、きちっとした、その資産割抜かすなら抜かすでですね、所得割の方をもう少しですね考えていただけないかなと、そして提言してほしいと、こう思うんですけどね、その辺は出なかったかどうか。その割合は必ず50・50ということですね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今ご意見がございました。協議をされた結果等踏まえまして次の段階で協議をしていただきますので、その部分についてはですねその段階でもまた答える部分がありましたらそういう対応をしていただきたいと思いますと思いますが、今の時点の中で協議があった

かどうかということだけ教えてください。その点については協議がされたということであれば、その協議経過を踏まえまして次回説明をしていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

協議事項の記載事項のとおり、いわゆるその18年度から新市、いわゆるその課税をその廃止をするのではなくて、その18年度課税において、今議論が出たようなところの50・50に持っていくのが理想ですけど、45から55までの範囲内の中での所得割を決めればいいわけでございますし、いわゆるそのそういうのをばいいわゆる18年度課税分において検討するといういわゆる名目で記しておりますので、18年度課税においてそこら辺の、50を境にするのではなく、45から55の範囲内でのその率の均一化といいますか、そこら辺を検討するということは、いわゆる分科会、専門部会でも出ましたし、そのようにいわゆる18年度からその方式を検討するということにさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。要は、その資産割を減らすということと、応益・応能の部分については、その割合の幅を18年度の段階で、課税の段階でいろいろと検討していこうではないか。ただ過程においてはいろいろと協議がされておりますよということでございますので、また、次回それに関して質問があれば。ほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

「資産割を廃止する。」としてあるわけですが、資産割を廃止することによってそれぞれの税額にどのような影響があるものか説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

事務事業一元化でございますし、例えば、資産割を削った場合に幾らかという数字は出しておりません。いわゆるその当然国保の場合には、医療費が幾ら要るか。それに対しての財源は幾らかということでのいわゆる率の、いわゆる所得割とか、資産割とかの率についての積算はいたしますし、検討はいたしました。けども、今その廃止をすることによってのその質問に対しましては積算はしておりません。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

税額に影響があるとすれば、その辺は示していただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

その点についてはもう次回の段階で、今お話がありましたように、資産割を廃止するというので、他の税割にこう切り替えていくわけですが、そういった部分についてどういう形の割合になっていくのかということの、それはまた別途。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

ちょっとお伺い、確認をいたしますけれども、今のそれにつきましては、いわゆる全体の影響なのか、それとも、例えば、一つの世帯とか、その単位での影響なのか。

少しそこら辺はどういうふうにかえたらいいのか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そいじゃあですねもう1回、次に出させますので、ちょっと内容についてご説明を。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

各世帯の税額に影響があるとすれば、それを示していただきたいということです。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

そういうことでありますれば、いわゆる標準的な、例えば、4人世帯であるとか、5人世帯であるとか、そしてどのぐらいの資産をお持ち、それから収入はどのぐらいということで、これを現下の例えば率を適用してやった場合にこのような影響が出ますということの標準例は示せると思っておりますので、次回の協議会の時にはお示しをしたいということにいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問がないようでございますので、協議第26号、国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目21）は終わらせていただきます。ここでですね10分間程度休憩をさせていただきますしたいと思います。おおむね40分から開催を、3時40分から再開いたします。

「休憩 午後 3時30分」

---

「再開 午後 3時40分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、再開をさせていただきたいと思っております。会議次第5の(2)、協議第27号、保健衛生事業の取扱いについて（協定項目25-9）を議題といたします。本件につきましては福祉専門部会の所掌事務となっておりますので、専門部会からの提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部会長（西重 正志）

それでは、保健衛生事業の取扱いについてを説明いたします。別冊2の方でございます。資料をおめくりください。まず1ページでございます。これは今回提案しております協議内容の総括表でございます。これに基づき次ページからの説明をいたします。まず資料の2ページ、3ページでございます。1点目、協議、母子保健計画については、新市において速やかに策定する。ただし、策定までは旧市、町の例によることといたしております。母子保健計画は、母子保健の推進、小児保健医療の維持向上、思

春期の保健対策等母親や子供の生命の安全や心身の健康保持増進、次世代の健康づくりを基本に各市、町で策定いたしております。議論の過程では、保健の分野のみの計画策定には無理があり、福祉、教育あるいは建設の分野も包含しての策定が必要になるとの意見が集約され、また、3ページにあります、3ページの右端の欄に\*印がありますが、そこにも掲載しておりますように、次世代育成支援法に基づく地域行動計画の策定も控えており、これらを見極めながら新市において速やかに策定するが、それまでは旧市、町の例によるといたしました。次に、4ページでございます。2点目の協議、健康日本21計画については、新市において速やかに策定するというものでございます。健康日本21計画は、健康増進法の目的に沿って、その地域の実情に合ったやり方で、行政はもとより、住民、医療機関等も取り込んでの目標を立て、計画策定をし、その計画を実行していくものでございます。この計画は、横川町で策定済み、霧島町で策定中ではありますが、横川町や霧島町の計画を参考に、また、18年度には第四期介護保険事業計画策定もありますので、これらを念頭に新市において速やかに策定するるといたしました。次に、5ページと6ページでございます。3点目の協議、健康祭りについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施時期、実施場所、実施方法等については、新市において調整するるといたしました。健康祭りにつきましては、祭りを独立して開催しているのは、国分市、横川町、隼人町でございます。住民に対する意識の高揚や関心を高めていくのに必要な行事であることから、新市において実施場所、実施時期等について調整するるといたしました。次に、資料の7ページでございます。4点目の協議、乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、1歳未満児への助成は、国分市、隼人町の例により合併までに調整するるというものでございます。乳幼児医療費助成事業は、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成しているものでございます。この制度は、6歳に満たない乳幼児の医療費の一部個人負担金について、市町村民税非課税世帯は全額、課税世帯は3千円を超える部分を助成するものでございます。ただ国分市と隼人町では1歳未満児についてはすべての世帯の一部負担金の全額分を助成するるといたしておりますので、新市においては国分市と隼人町を例に調整するるといたしました。次に、資料8ページでございます。5点目の協議、結核予防事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については合併までに調整するるというものでございます。結核レントゲンについては、結核予防法に基づき各市、町で実施しておりますが、ツベルクリン反応やBCG接種については、個別接種か集団接種かの実施形態、あるいは医師や看護師の報償費等について医師会との調整もあることから合併までに調整するるといたしました。次に、資料の9ページから11ページでございます。6点目の協議、予防接種事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施形態等については合併までに調整するるというものでございます。予防接

種事業については、感染症予防のため、予防接種法に基づき百日咳、ジフテリア、ポリオ、麻疹、風疹等の予防接種を実施いたしております。予防接種の実施方法については、診療所で行う個別接種、公民館等に1箇所を集めて行う集団接種の二通りの方法がありますが、これらは同じ自治体においても予防接種の種類の違いによっても、また、各市、町でもまちまちでございます。また、医師や看護師の報償費にも違いもあることから、予防接種事業については新市に引き継ぐこととし、実施形態等については合併までに調整するといったものでございます。次に、資料の12ページから13ページでございます。7点目の協議、母子保健法に定める検診については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。ただし、それ以外の検診については、合併までに調整するというものでございます。母子検診は、妊娠中の母体の健康管理、出産後の乳児の健康管理を節目節目に実施し、異常の早期発見・早期治療を図ることとしてしております。検診内容については、12ページにありますように、6カ月から7カ月児の検診、1歳児検診については各町によって実施の有無の違いがございます。それらについては合併までに調整し、母子保健法に定める検診については、新市に引き継ぐといたしました。次に、資料の14ページから16ページでございます。8点目の協議、集団歯科検診については、新市に引き継ぐ。ただし、対象児の年齢、検診内容等については、合併までに調整するというものでございます。乳幼児の歯科保健の向上に努め、健全な発育・発達を促すとともに、成人歯科保健の基礎づくりとして集団歯科検診を各市、町とも実施いたしております。中でも1歳児については、溝辺町、牧園町、霧島町、福山町が実施、2歳児については、国分市、溝辺町、横川町、隼人町、福山町が実施、2歳6カ月児と5歳児については溝辺町のみの実施となっており、溝辺町が最も充実していることから、溝辺町を例に合併までに調整するといったしました。次に、資料の17ページから26ページでございます。9点目の協議事項、各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整するというものでございます。その他の検診については、歯周病検診が牧園町と福山町で未実施であるほか、各市、町で10種類の検診を実施いたしておりますが、個人負担金の違い、実施内容等に差がありますので、合併までにこれら個人負担金あるいは実施内容等を含め調整するといったものでございます。次に、資料の27ページ、28ページでございます。10点目の協議です。基本健康診査、これにはセット検診を含みますが、これについては新市に引き継ぐ。ただし、実施方法等については、合併までに調整する。なお、医療機関委託についても検討するというものでございます。老人保健法に規定する基本健康診査は、各市、町で実施いたしておりますが、他の検診と同時に実施するセット検診あるいは基本検診のみの単独実施方法との違い、委託先の違い等がございます。事業そのものについては新市に引き継ぐこととしておりますが、これら実施方法等については合併までに調整し、また、将来的には、現在は公民館や保健セ

ンター等に出向き実施している検診を、一人ひとりがいわゆる委託医療機関で実施、直接受診する医療機関委託も検討することも視野に入れることといたしております。以上でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま福祉専門部会の方から保健衛生事業の協定項目についての取扱いに関しましての説明をいたしました。ただいまの説明、事前提案の説明をいたしましたけれども、この事前提案の説明の今の段階でご確認あるいはお話を聞いておきたいという点がございましたら皆さん方のご意見を賜りたいと思います。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、協議第27号、保健衛生事業の取扱いについて（協定項目25-9）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(3)、協議第28号、障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25-11）を議題といたします。本件につきましても福祉専門部会の所掌事務となっておりますので、福祉専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部会長（吉田 廣文）

福祉専門部会の吉田です。よろしくお願い申し上げます。資料は別冊の3でございます。協議第28号、障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25-11）、次のとおり提案するものでございます。障害者福祉事業の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえまして住民サービスの水準を低下させないことを基本に新市において次のとおり調整する。1、国又は県等の制度に基づいて実施している事務事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。2、各市町村独自の福祉制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として市域全体で実施するよう合併までに調整する。なお、交通手段の確保については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市におけるコミュニティ巡回バスの運行を勘案しながら合併後に調整するでございます。1ページから2ページにわたって障害者福祉事業の総括表を掲載していますが、1ページと2ページがちょっと逆になっております。申し訳ございません。Aランク29項目を項目ごとに列記し、それぞれ事業実施市町村に○を付けてございます。また、\*は国県補助事業でございます。最後は現況調書のページを掲載しております。身体障害者、知的障害者、障害児関係の事業は、ほとんど平成15年4月からスタートしました新制度のものです。これは利用者自らがサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用します。利用しますと、市町と利用者で費用を負担するものです。2ページの項目1から順に説明を申し上げます。項目1、身体障害者居宅支援事業についてですが、現況調書は3ページ、4ページであります。三つの事業があります。身体障害者居宅介護は、ホームヘルプサービスを行うものです。身体障害者のデイサービスは、通所による機能訓練等を行うものでございます。身体障害者短期入所は、介護を行う者の疾

病等により被介護者が一時的に入所するものでございます。身体障害者福祉法の国・県の補助事業でございまして、全市町村実施しています。調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございまして、負担割合ですが、3ページの現況調書のとおり、自治体が町であれば自治体負担は4分の1ですが、自治体が市になりますと負担は国分市の例により2分の1となります。したがって、合併後は市になりますことから国分市の例によるものでございます。項目2でございまして、身体障害者施設訓練等支援事業ですが、参考資料が5ページ、6ページでございまして、身体障害者が身体障害者更生施設等に入所、通所し、そのサービスの支援をするものでございます。全市町村実施し、調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございまして、項目3ですが、知的障害者居宅支援事業ですが、現況調書は7ページ、8ページでございまして、知的障害者が居宅で日常生活を営めるようホームヘルプ、デイサービス、短期入所の事業を行うものでございます。全市町村実施してございまして、調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございまして、知的障害者福祉法に基づくものでございます。項目の4ですが、知的障害者施設訓練等支援事業ですが、現況調書は9ページ、10ページでございまして、医学的治療や生活訓練、職能訓練等を行って自立できるようにするものでございます。全市町村実施してございまして、調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございまして、項目の5、知的障害者施設入所者医療給付支援事業ですが、現況調書は11・12ページでございまして、施設における医療費を助成するものでございます。全市町村実施してございまして、調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございまして、項目6ですが、障害児身体知的居宅支援事業ですが、現況調書は13・14ページです。居宅において日常生活を営むことができるようにホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ事業を実施するものでございます。全市町村実施して、国分市の例により新市に引き継ぐでございまして、ただし、事業所に対する単費の補助金の取扱いにつきましては、合併までに調整するというものでございます。児童デイサービスですが、通園事業の施設は県内23箇所ありますが、全施設支援費だけでは運営ができておりません。市町より補助金、委託金等を受けて運営しているのが実情でございまして、項目7、重度心身障害者医療費助成事業は、現況調書15・16ページですが、重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成するものでございます。全市町村実施してございまして、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございまして、ただし、証明手数料が違います。国分市が100円まで、ほかは50円で、合併までに調整するというものでございます。項目の8ですが、更生医療の給付は、現況調書17・18ページでございまして、身体障害者の日常生活能力の回復を図る医療の助成でございまして、全市町村実施してございまして、調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございまして、項目の9ですが、更生訓練費給付は、現況調書19・20ページで、更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るものでございます。全市町

実施しておりまして、調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございます。項目の10ですが、重度身体障害者日常生活用具給付は、現況調書は21・22ページになります。日常生活用具の給付、貸与を行うもので、全市町実施しておりまして、調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございます。項目の11ですが、進行性筋萎縮症者療養等給付は、現況調書23・24ページでございますが、対象者の治療や訓練を行うものでございます。1市4町実施しておりますが、調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございます。項目の12ですが、身体障害者児補装具の交付及び修理は、現況調書25・26ページでございますが、身体機能の失われた部位等を補うものでございます。全市町実施しておりますが、調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございます。項目の13ですが、特別障害者手当等各種障害者手当は、現況調書の27・28ページですが、重度の障害があるため、特別の介護を必要とする者に支給する。全市町実施しております。調整方針は、特別障害者手当については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、国分市が単独で実施している福祉手当についても新市に引き継ぐでございます。ただし、支給の方法につきましては、合併までに調整するでございます。この福祉手当につきましては全市町で2,452名となります。現金支給か、現物支給か、金額は妥当かということが合併までに調整されるものと思われます。項目の14ですが、障害者共同作業所は、現況調書29・30ページでございます。基本的な生活訓練、作業指導等を行うものでございます。国分市、溝辺町、隼人町で実施しており、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございます。ただし、各作業所に対する単独の補助分につきましては、合併までに調整するということでございます。項目の15、障害者児日常生活用具給付事業は、現況調書は31・32ページですが、全市町実施しております。調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございます。項目の16ですが、精神障害者居宅生活支援事業は、現況調書33・34ページでございます。居宅において日常生活活動ができるようホームヘルプを派遣するものでございます。5町で実施しております。調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございます。項目の17ですが、災害弔意金、災害障害見舞金支給は、35・36ページで、災害での弔意金等の支給で、全市町で実施しておりまして、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございます。災害弔意金の支給等に関する法律のものでございます。項目の18ですが、災害援護資金貸し付けは、37・38ページですが、自然災害により被害を受けた世帯主に資金を貸し付けるものでございます。全市町で実施しておりまして、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐというものでございます。項目の19ですが、災害見舞金支給は、39・40ページでございます。全市町で実施しておりまして、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございます。項目の20ですが、民生児童委員協議会に関することは、41・42ページでございますが、全市町で実施しておりまして、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございます。ただし、その協議会の組織

と補助金等につきましては、合併までに調整するというところでございます。このことは民生委員法を根拠としております。項目の21ですが、民生委員推薦会は、43・44ページでございしますが、全市町で実施しております。調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、民生委員推薦会委員の定数は14名とするということでございます。項目の22ですが、障害者福祉計画は、44ページで、生活環境の改善、福祉サービスの実施及び啓発普及等の各種事業等を総合的に推進するというので、全市町で実施しまして、各市町の現行計画書を基本に新市におきまして速やかに新たな計画を策定するというところでございます。項目の23ですが、被災者生活再建支援金支給は、47・48ページで、国・県制度への進達業務でありまして、全市町で実施しまして、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございします。項目の24ですが、法定援護災害救助事業は、49・50ページでございします。1市4町で実施しております。現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容につきましては、国分市、隼人町の例により合併までに調整するものであります。災害救助法を根拠としております。項目の25、福祉タクシー利用料一部助成事業は、51・52ページで、障害者等のタクシーの利用券交付事業で、国分市、溝辺町、牧園町で実施しており、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございします。ただし、新市におけるコミュニティ巡回バス等を勘案しながら合併後に調整するというものでございします。項目の26ですが、重度身体障害者介助用自動車購入等助成は、53・54ページでございしますが、在宅の重度身体障害者を介助する者が運転する自動車をリフト付き等に改造する経費等で、国分市だけが実施しております。調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市においては県単事業の社会参加促進事業で対応するというところでございします。項目の27ですが、福祉巡回バス運行事業は、55・56ページで、溝辺町と牧園町がちょっと似たようなので、ちょっと〇はしてありませんが、福山町で実施してございまして、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございします。ただし、新市におけるコミュニティ巡回バス等を勘案しながら合併後に調整するというところでございします。項目の28、社会福祉委託は、57・58ページでございしますが、1市2町で実施し、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございします。項目の29、戦没者追悼式等は、59・60ページでございしますが、全市町で実施しており、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐでございします。ただし、開催方法、実施体制等については、遺族会と協議し、合併後に調整するでございします。61ページからは、関係法令、先進事例等を記載しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま専門部会の方から多岐にわたる内容につき、まだある。修正、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部会長（吉田 廣文）

33ページをお願いします。ちょっと訂正をお願いします。国分市は実施なしですの

で、「事業は現行のとおり新市に引き継ぐです。」、33ページ、国分市は精神障害者居宅生活支援事業の事業がございません。したがって、「調整方針は、事業は現行のとおり新市に引き継ぐというものでございます。」、同じく34ページも「事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。」ということで修正方をよろしく申し上げます。2ページの総括表の調整方針も「精神障害者居宅生活支援事業については、調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐ。」ということに修正方をよろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

修正の方はよろしゅうございますでしょうか。ただいま専門部会から、福祉専門部会の方から詳細にわたる事前提案の説明がございました。この事前提案の説明に対しまして皆様方からこの段階でお聞きをしておきたいという点がございましたら、あるいは確認しておきたいという点がございましたらよろしくお願いを申し上げたいと思います。はい、よろしゅうございますか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

59ページをお願いいたします。これは戦没者の追悼式等についての協議でしょう。そうしてみた場合に、「実施体制等については、遺族会と協議し、合併後に調整する。」とございますが、遺族会等と「等」を入れていただきたいと思いますが、それぞれの市、町において遺族会だけじゃないと思うんですね。「等」というのを入れていただきたいと思いますが。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま提案についてのお話の中で、事前説明の中で「等」という表現がございましたけれども、これについては何か協議をされた経過、抜かれた経過、入れてない理由等がありましたら説明をちょっとおっしゃっていただきたいと思います。はい。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（吉田 廣文）

分科会、専門部会の中では遺族会ということだけで協議をしてきました。今言われるように、「等」が適当であれば、今、分科会長とも話し合っ入れてるようにしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

適当であれば入れたいということでございますが、溝辺町の例を挙げてみたいと思います。戦没者遺族の方々が1年1年高齢化してきます。そういったことを見ますと、現在の平和があるのは、戊辰戦争から大東亜戦争までのこの間の戦争によって、終戦の、昭和20年8月15日の終戦までの間の幾多の戦いがございまして、その時日本は敗戦と同時に、いわゆるこれから先戦争はしない。放棄するということを決めました。その後もう五十何年いわゆる平和に過ごしているわけでございます。そう見て

きますと、戦没者の慰霊を弔うというのは遺族会だけの問題じゃない。そこに住む町民の皆さん方全員の問題じゃなかろうかということで、溝辺町では全戸募金をいただきまして平和を祈念する塔を今年造りました。そうしますと、これから先遺族会だけじゃなくして、ほかのそういった組織と一緒にあって平和のこの、何と申しますか、戦没者の追悼式、そういったものもしていかなきゃならないということで立ち上げたわけでございます。したがって、「等」ということをばそういった理由で入れていただきたいとお願いするわけでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

この件につきましては提案をこういう形でほしいということでございますので、ここで少しそれ調整をさせていただきたいと思いますが、今お話がございましたが、協議会の皆様方といたしまして、委員の皆様方といたしまして、この中に、今お話がございましたように、「等」という表現を入れた形で次の提案をしていただきたいということでございましたけれども、これについて何かご意見ございますか。特にございませんか。それではそういう形で次回の提案にはよろしくお願いを申し上げたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、特にないようでございますので、この協議事項第20、失礼いたしました。障害者福祉事業の取扱いについての協定項目25-11は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(4)、協議第29号、高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目25-12）を議題といたします。本件につきましても福祉専門部会の所掌事務となっておりますので、福祉専門部会から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（後庵 嘉文）

福祉専門部会の後庵と申します。よろしくお願いたします。それでは、別冊4の協議第29号、高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目25-12）について説明いたします。高齢者福祉事業の取扱いについて次のとおり協議を求めるものです。1、国・県の補助要綱に基づき実施している事業については、新市に引き継ぐ。2、補助事業に上乘せ等を行っている各市町の単独分については、合併までに調整する。3、利用者負担、事業の内容及び委託先については、合併までに調整する。4、補助事業及び単独事業の事業料については、合併までに調整するでございます。続きまして、協議項目が26項目ありますので、説明をいたしたいと思います。1ページ、2ページが総括表となっておりますので、これに従い説明させていただきます。表は左から事業項目、事業実施市町、○印は平成14年度実施分です。そして調整の具体的内容、備考欄の＊は補助事業です。3ページ以降は各種事業項目の詳細参考資料です。それでは、項目1の敬老事業ですが、全市町で式典、訪問、記念品贈呈と何らかの形で取り組まれておりますが、調整内容といたしましては、敬老事業については、新市の主催する敬老

行事は行わない。また、新市で敬老記念品は支給しない。地域公民会が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で、総務専門部と調整し、合併までに調整する。廃止の理由といたしましては、到来しております高齢化社会の中での高齢者の自立支援と各種事業の充実により傾注していくべきとの意味合いから集約したものでございます。項目2の温泉保養券、鍼灸アロマ施術料助成ですが、調整内容といたしましては、新市に引き継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。項目3の金婚式に関すること（一人金婚者も含む）ですが、これも結論から申し上げますと継続であります。調整内容といたしましては、金婚式に関することについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、一人金婚者については、その必要性を含め合併までに調整する。合併までに話し合うという意味でございます。項目4、長寿者褒章（敬老年金）ですが、各市町支給方法が、年齢階層、節目等、また、表敬訪問方法等にも違いがあります。調整内容といたしましては、支給方法については、節目支給等に再編する方針で、合併までに調整する。長寿者表敬訪問については、新市で協議すると。節目支給と言いますのは、資料9ページにあります溝辺町の例でございまして、**88歳、90歳、95歳、100歳**というような節目でお祝いしてあげるというような意味合いでございます。項目5から**22**までと最後の**26**項目は補助事業であります。項目5の地域ケア推進事業ですが、これはこれから説明いたします各種事業における調整機能を果たす機能を持つ事業です。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐものであります。項目6の生活支援移送サービス事業は、施設と居宅間の送迎サービス事業でございます。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐものでございます。項目7の高齢者等住宅改造推進事業ですが、これは在宅の要援護高齢者及び重度身体障害者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成するものでございます。調整内容といたしましては、県要綱に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものでございます。項目8の寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業は、高齢で寝具の衛生管理が十分にできない方、一人暮らしの方を対象に布団、毛布等の寝具を洗濯、乾燥、消毒サービスするものです。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし、事業決定機関である地域ケア会議の充実を図ってまいります。項目9の介護予防プラン作成事業は、要支援、介護に移行しないための介護予防プランを作成費用を助成する事業です。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築には、新市について調整する。お互いの住民票等の交換は新市にできてから調整をしていくということでございます。項目**10**の介護予防教室（転倒骨折予防教室）ですが、これは要介護状態にならないように、健康で生き生きとした生活を送ることができるように予防教室を開催するものです。調整の内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、事業内容、委託先については、合併までに調整する。項目11の高齢者実態把握事業は、介護保険サービス利用者に移行しないように高齢者の心身の状況、家族の状況等を把握し、介護予防サービスの利用、調整を図るものです。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については、新市において調整する。項目12の生活支援型ホームヘルプサービス事業は、一人暮らしの高齢者世帯の洗濯、掃除、調理などをヘルパーにより生活を支援するというものでございます。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、委託先等については、合併までに調整するということでございます。項目13の住宅改修支援事業（理由書助成分）ですが、高齢者向けの住宅改修に関する相談、助言を行うものです。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。事務処理情報等のソフトウェア等を利用したネットワーク構築については、新市において調整する。項目14、食の自立支援事業（老人給食）ですが、これは高齢者の安否確認も含めて給食を届けるものでございます。調整内容といたしましては、毎日2食型の隼人町方式を基本に合併まで調整する。ただし、委託先、利用者負担等については、合併までに再度調整するということでございます。項目15、生きがい対応型デイサービス事業は、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、施設等に通所してデイサービスを受けるというものです。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。利用料、委託単価、委託先、申請手続方法については、合併までに調整する。項目16の生活管理指導型ショートステイ事業は、住宅の一人暮らしの高齢者等のうち自立した生活に不安のある者を短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行うものです。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、委託料、利用料は、合併までに調整する。項目17の家族介護教室で高齢者を介護している家族を対象に開催し、介護の方法や予防に関する知識を習得させ、身体的・精神的負担の軽減を図るものです。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併までに調整する。項目18、家族介護用品の支給ですが、これは重度の要介護高齢者を自宅で介護している家族に対して紙おむつなどの介護用品の購入費を助成したり、用品の現物を支給したりするものでございます。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、支給方法、対象者の要件等については、合併までに調整する。項目19、家族介護交流事業ですが、これは在宅で要介護高齢者を介護している家族等に対し、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図るための支援を行うものです。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業料、金額です、これは、事業料等については、県補助金枠も考慮した上で合併までに調整する。項目20、家族介護慰労事業は、重度の要介護高齢者を自宅で介護している家族に対して慰労金を支給するものでございます。調整内容といたしま

しては、現行のとおり新市に引き継ぐ。項目21、緊急通報体制整備事業ですが、これは在宅の一人暮らしの高齢者の健康と安全の確保のために緊急通報装置を設置し、協力者の方に自動で連絡するものです。調整方法といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。緊急先、利用者負担、機種統一等については、合併までに調整をするということでございます。項目22、高齢者地域支援体制整備評価事業ですが、これは高齢者の様々な相談に応じ、その問題解決に努めるものです。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐというものでございます。項目23、寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ手当支給事業は、在宅の寝たきり老人及び重度心身障害者を抱える世帯に対して、介護負担の軽減を図るため、紙おむつを支給する。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、支給限度額等については、合併までに調整する。これは項目18でもしましたが、併せて調整を進めてまいります。項目24、老人保健福祉計画は、要支援及び要介護高齢者を介護保険の給付対象とならない老人保健福祉サービスや施策の体系化を図るものです。調整内容といたしましては、老人保健福祉計画につきましては、各市町の計画書を現行のとおり新市に引き継ぎ、策定委員会、運営委員会、準備事務等については、合併までに調整する。新たな計画は平成17年度に新市において策定するというものでございます。項目25、福祉手当ですが、寝たきり老人及び重度痴呆老人を長期にわたり介護している者に対し、介護手当を支給することにより、その労をねぎらうというものでございます。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給付額については、合併までに調整する。また、合併後も給付額については段階的に見直していく必要があるだろうということでございます。項目26、在宅介護支援センター、寝たきり老人及び重度痴呆老人を長期にわたり介護している者に対し、在宅介護に関する総合的な相談を行うものです。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、基幹型、地域型在宅支援センターのエリアの見直し、範囲の見直し、体制の充実等については、合併までに調整する。在宅介護支援センター間の情報の共有化、ネットワーク等については、新市で協議するでございます。以上26項目の説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま福祉専門部会から高齢者福祉事業の取扱いについての事前の提案説明がございましたが、委員の皆様の方からご意見・ご質問がございましたらお伺いをいたしたいと思っております。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、特に、いいですか。特にないようでございますので、この協議第29号、高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目25-12）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(5)、協議第30号、生活保護事業の取扱いについて（協定項目25-

14) を議題といたします。本件につきましても福祉専門部会の所掌事務となっておりますので、福祉専門部会から提案説明をお願いをいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（吉田 廣文）

資料は別冊5でございます。協議第30号、生活保護事業の取扱いについて（協定項目25-14）、次のとおり提案するものでございます。生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において法令等に基づき実施する。なお、6町の移管事務については、合併までに調整する。この事業は日本国憲法の理念に基づき生活保護法により健康で文化的な生活水準を維持しようとするものでございます。在宅で562世帯、施設で149世帯、1,004名ほどの方が今受給しておられます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま生活保護事業の関係につきまして福祉専門部会の方から事前の提案説明がございましたけれども、この件につきましてご意見等をお伺いいたしたいと思っております。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、特にないようでございますので、協議第30号、生活保護事業の取扱いについて（協定項目25-14）は終わらせていただきたいと思います。以上で次回の協議事項につきましては終わらせていただきますが、この五つの案件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしくお願いを申し上げます。続きまして会議次第6のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。事務局の方は、はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

会議の日程につきまして2件ご連絡をさせていただきます。まず1件目でございますが、会議次第の一番下の方でございますが、第15回の合併協議会につきましては、12月25日（木曜日）午後1時半から国分シビックセンター多目的ホールで開催をいたしますので、出席のほどをよろしくお願いいたします。2件目でございます。合併担当課長さんの会議をこの後引き続いて7階の会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

もう1回。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

1点目の、2件目ですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

7階の会議。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

はい、2件目の会議でございますが、これは各市や町の合併担当課長さん、企画課

長さんでございますけれども、会議を7階の会議室で行いますので、出席の方をよろしくお願いいたします。委員さん方には直接は関係ございません。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、本日の議長の役目を終わらせていただきます。皆さん方には長時間にわたりまして大変ご熱心なご協議を賜りありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第14回始良中央地区合併協議会を閉会いたします。

「閉 会 午後 4時40分」